

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会会員規則

[平成16年11月1日・規則第1号]

[平成18年6月1日・改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第17条第3項の規定に基づき、会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、一般会員と特別会員とする。

2 一般会員は、魚沼市に住所を有する個人又は世帯を単位とする者で、本会の目的に賛同する者とする。

3 特別会員は、本会の目的に賛同する法人、団体その他の者とする。

(会費)

第3条 一般会員及び特別会員の年会費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般会員 一口 1,000円

(2) 特別会員 一口 1,000円で承諾した口数

2 年会費は、口座振替又は本会が発行する会費納付書により納入する。ただし、会長は、特別の事由があると認めた者の年会費の納入を減免することができる。

(加入)

第4条 会員となる者は、次の事項を記載した書類を本会に提出するものとする。

(1) 住所（特別会員にあっては、事務所の位置）

(2) 氏名（特別会員にあっては、その名称及び代表者氏名）

(3) 電話番号

(4) 会費口数

(5) 加入年月日

(6) 会費の口座振替を希望するものは、金融機関名、口座名義及び口座番号等

2 当分の間は会費の納入をもって加入したものとみなす。

(退会)

第5条 会員は、申し出により退会することができる。

2 死亡した一般会員及び解散した特別会員は、退会したものとみなす。

3 会員が死亡その他の事由により退会した場合においても既納の会費は、返還しないものとする。

(会員の権利)

第6条 会員は、本会に対し、次に掲げる権利を有する。

(1) 毎年度の事業実施及び決算状況の報告を受けること。

(2) 本会の事業運営に関し、意見を述べること。

(除名)

第7条 会長は、次の各号の一に該当する会員について、理事会の議決により除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損した会員

(2) 正当な理由なく本会の業務を妨げ、多大な損害等を与えた会員

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

附 則

- 1 一般会員の年会費については、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成16年度は合併前の旧町村社会福祉協議会の例によるものとし、平成17年度の入広瀬地区については500円とする。
- 2 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規則は平成18年6月1日から施行する。